平成２５年（再ロ）第１号
富山県魚津市上口２丁目１番９号
再生債務者　小坂　義雄
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月19日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（再ロ）第１９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目３番14号
再生債務者　五十嵐修治
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月20日から平成26年２月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００８３号
東京都板橋区稲荷台29―５
再生債務者　松葉　　貴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月21日まで
平成26年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第３号
金沢市高柳町13の１番地44
再生債務者　髙畠　　力
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月４日まで
平成26年１月９日　　金沢地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１４号
大阪府河内長野市楠町西951番地103号
再生債務者　土井　伸博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月５日まで
平成26年１月８日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号
群馬県太田市安良岡町314番地12
再生債務者　六本木康志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月10日まで
平成26年１月９日
前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 26 年１月 20 日　　広島県教育委員会
1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　中学校教諭一種免許状、平25中１第33号、平成25年８月30日、広島県教育委員会
⑵　高等学校教諭一種免許状、平23高１第44号、平成23年９月30日、広島県教育委員会
2　氏名及び本籍地
門出　一成　広島県
3　失効年月日　平成25年12月25日
4　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。
平成 26 年１月 20 日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭一級普通免許状（国語）、東京都教育委員会、埼玉県、阿部　治美
⑵　高等学校教諭一級普通免許状（国語、書道）、東京都教育委員会、埼玉県、阿部　治美
2　取上げの事由
教育職員免許法第11条第３項該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条の規定により、平成25年11月21日に次の免許状の取上げ処分を行った。
平成 26 年１月 20 日　　広島県教育委員会
1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
⑴　小学校教諭一種免許状、平16小１第30号、平成17年３月25日、山口県教育委員会
⑵　中学校教諭一種免許状、平16中１第97号、平成17年３月25日、山口県教育委員会
⑶　高等学校教諭一種免許状、平16高１第200号、平成17年３月25日、山口県教育委員会
2　氏名及び本籍地
百田　紘章　広島県
3　取上げの事由
教育職員免許法第11条第１項該当

吸収合併公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十五年七月十二日
掲載貢　八十六貢（号外第一五二号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十五年十二月二十七日
掲載貢　九十四貢（号外第二八五号）
平成二十六年一月二十日
東京都港区六本木六丁目二番三二号
（甲）株式会社テレビ朝日ミュージック
代表取締役　吉田　正夫
東京都港区六本木六丁目一〇番二号
（乙）株式会社ビーエス朝日サウンズ
代表取締役　木下　亨介

合併公告
債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十五年七月一日
掲載貢　二二五貢（号外第一四一号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十五年七月一日
掲載貢　一四〇貢（号外第一四一号）
平成二十六年一月二十日
東京都台東区蔵前二丁目六番七号
（甲）三井不動産ファシリティーズ株式会社
代表取締役　鈴木　光
横浜市中区住吉町四丁目四五番地一
（乙）ファシリティーズ横浜株式会社
代表取締役　芹川　英夫

合併公告
継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
一は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
載　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十五年六月十七日
掲載貢　八十八貢（号外第一二六号）
平成二十六年一月二十日
東京都台東区駒形二丁目四番五号
（甲）株式会社ハピネット
代表取締役社長　苗手　一彦
東京都台東区駒形二丁目四番五号
（乙）株式会社ハピネット・ピーエム
代表取締役社長　野島　三郎